

### 13-2. 財形年金預金「スーパー型」

(2011年2月4日現在適用中)

1. 商品名	・財形年金預金(積立式定期預金) 〔愛称:財形年金貯蓄「虹の預金(スーパー型)」…財形年金「スーパー型」〕
2. ご利用いただける方	・個人のお客さま(55歳未満であること)
3. 期間	・5年以上
4. お預け入れ方法 (1) お預け入れ方法 (2) お預け入れ金額 (3) お預け入れ単位	・毎月の給与および夏季・年末一時金からの天引による積立。 ・1回当たり1,000円以上 ・1,000円単位
5. 払い戻し方法	・満60歳以降、5年以上20年以内の期間にわたって年金としてお支払いいたします。
6. 利息 (1) 適用金利  (2) 計算方法	・各分割預入時における財形年金預金「スーパー型」の店頭表示の利率を適用します。 ・年金元金計算日(年金支払開始日の3か月前の応当日)前6か月毎の応当日を「特定日」とし、当該特定日において預入期間が5年以上となる預入は、これを1口にとりまとめて継続し、当該特定日における財形年金「スーパー型」の店頭表示の利率を適用します。 ただし、お預け入れから年金元金計算日までの期間が5年6か月以下の場合には、その預入期間に応じた当金庫所定の利率を適用します。 ・自由金利型定期預金(M型)(付利単位1円、1年を365日として日割計算で6か月毎の複利(預入期間が1年未満の場合は単利)あるいは期日指定定期預金(付利単位1円、1年を365日として日割計算で1年毎の複利)の計算方法を適用します。
7. 税金	・財形住宅と合算で元金(継続時に元金に組入れた利息を含みます。)合計550万円までの利息が非課税となります。 ただし、年金目的以外の払い戻しの場合、原則5年の遡及課税が行われます。
8. 手数料	
9. 付加できる特約条項	
10. 期限前解約(中途解約)の取り扱い	・満期日前に解約する場合の利息は、各預入ごとにお預け入れ日から解約日の前日までの日数について、以下の期限前解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算します。 (1) 自由金利型定期預金(M型)の場合 預入日から満期日までの期間が5年以上5年6か月未満の場合(6か月複利計算) A. 預入期間が6か月未満……………解約日における普通預金の利率 B. 預入期間が6か月以上1年未満……………約定利率×30% C. 預入期間が1年以上1年6か月未満……………約定利率×40% D. 預入期間が1年6か月以上2年未満……………約定利率×50% E. 預入期間が2年以上2年6か月未満……………約定利率×60% F. 預入期間が2年6か月以上3年未満……………約定利率×70% G. 預入期間が3年以上4年未満……………約定利率×80% H. 預入期間が4年以上5年6か月未満……………約定利率×90% 預入日から満期日までの期間が4年以上5年未満の場合(6か月複利計算) A. 預入期間が6か月未満……………解約日における普通預金の利率

	<p>B. 預入期間が6か月以上1年未満……………約定利率×40%</p> <p>C. 預入期間が1年以上1年6か月未満……約定利率×50%</p> <p>D. 預入期間が1年6か月以上2年未満……約定利率×60%</p> <p>E. 預入期間が2年以上2年6か月未満……約定利率×70%</p> <p>F. 預入期間が2年6か月以上3年未満……約定利率×80%</p> <p>G. 預入期間が3年以上5年未満……………約定利率×90%</p> <p>預入日から満期日までの期間が3年以上4年未満の場合(6か月複利計算)</p> <p>A. 預入期間が6か月未満……………解約日における普通預金の利率</p> <p>B. 預入期間が6か月以上1年未満……………約定利率×40%</p> <p>C. 預入期間が1年以上1年6か月未満……約定利率×50%</p> <p>D. 預入期間が1年6か月以上2年未満……約定利率×60%</p> <p>E. 預入期間が2年以上2年6か月未満……約定利率×70%</p> <p>F. 預入期間が2年6か月以上4年未満……約定利率×90%</p> <p>預入日から満期日までの期間が1年未満の場合(単利計算)</p> <p>A. 預入期間が6か月未満……………解約日における普通預金の利率</p> <p>B. 預入期間が6か月以上1年未満……………約定利率×50%</p> <p>(2) 期日指定定期預金の場合(1年複利計算)</p> <p>A. 預入期間が6か月未満……………解約日における普通預金の利率</p> <p>B. 預入期間が6か月以上1年未満……………約定利率×40%</p> <p>C. 預入期間が1年以上1年6か月未満……約定利率×50%</p> <p>D. 預入期間が1年6か月以上2年未満……約定利率×60%</p> <p>E. 預入期間が2年以上2年6か月未満……約定利率×70%</p> <p>F. 預入期間が2年6か月以上3年未満……約定利率×90%</p> <p>* 期日指定定期預金の約定利率は、お預け入れ日から年金元金計算日までの期間が2年以上の場合は「2年以上」利率とし、2年未満の場合は「2年未満」利率とします。</p>
<p>11. 金利情報の入手方法</p>	<p>・店頭備え付けの金利ボードをご覧ください。または窓口にお問い合わせください。</p>
<p>12. ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ</p>	<p>・ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p>【窓口：東北労働金庫コンプライアンス統括部】0120-1919-62</p> <p>受付時間 平日 午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス <a href="http://www.tohoku-rokin.or.jp">http://www.tohoku-rokin.or.jp</a></p>
<p>13. 第三者機関に問題解決を相談したい場合</p>	<p>・弁護士会の「仲裁センター」にご相談いただくためのご紹介もいたします。なお、お客様が直接弁護士会へ申し出ることも可能です。</p> <p>【窓口：(社)全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288</p> <p>受付時間 平日 午前9時～午後5時</p> <p>【仲裁センター】東京弁護士会紛争解決センター:03-3581-0031、第一東京弁護士会仲裁センター:03-3595-8588、第二東京弁護士会仲裁センター:03-3581-2249</p> <p>仲裁センターご利用にあたっての詳細についても、上記のフリーダイヤルにお問合せいただくか、当金庫のホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス <a href="http://www.tohoku-rokin.or.jp">http://www.tohoku-rokin.or.jp</a></p>
<p>14. その他参考となる事項</p>	<p>・お支払いまたは解約は、財形法に基づく制限があります。</p>

	<ul style="list-style-type: none"><li>・財形住宅と合わせて最高 550 万円までマル財の非課税限度額がご利用できません。</li><li>・この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。 預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。 (当金庫に複数の口座がある場合は、それらの元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます。)</li></ul>
--	---

ろうきん